2018年度

NAUI
保険のご案内

メンバー賠償責任保険
NAUIの資格を持って指導する方は必須。

●

傷害保険
（個人メンバーの方もご加入をお勧め致します。）

●

スクーバセンター店舗関連賠償責任保険

●

ダイビングボート補償保険

大切な
お知らせです。
中を必ず
ご覧ください。

指導中のミスで参加者にケガをさせてしまった!

メンバー賠償責任保険

〔施設所有（管理）者賠償責任保険〕

保険の特徴

NAUIメンバーがNAUIのスキン・スクーバダイビング講習もしくはダイビングツアーの指導に直接従事中に生じた事故により、被保険者(*注)が受講者、ツアー参加者、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

(*注)被保険者については、下記ご案内をご覧ください。
※スクーバとは、レクリエーショナルダイビングで使用されているシステムであり、対象はレクリエーション領域に限ります。
※講習にはNAUI CPR & First Aidプログラムを含みます。

はじめに

インストラクター、ダイブマスター、アシスタントインストラクター、スノーケリングリーダーの業務を実施されるに当たっては「賠償責任保険」へのご加入が不可欠です。
NAUIの資格を持って指導に当たられる皆様は、本保険へのご加入が必要となります。

●加入資格

(株)ナウイエンタープライズに登録しているNAUIインストラクター、NAUIリーダーシップ(ダイブマスター、アシスタントインストラクター、スノーケリングリーダー)。

●被保険者(補償の対象となる方)

保険加入者および保険加入者に業務を委託したもの(NAUIスクーバセンター等)および(株)ナウイエンタープライズ

●補償の対象となる事故の発生地

補償の対象となる事故の発生地は「国内・海外」です。(国外危険補償特約)
※ただし、海外で発生した事故については日本国内で訴訟が提訴された場合が補償の対象となります。
(1)法人については日本国内に本社が存在する場合のみ「被保険者」となります。
(2)個人についてはNAUIメンバーの方は海外永住でも「被保険者」となります。

●保険期間(ご契約期間)

2018年1月1日午前0時から2019年1月1日午後4時まで

●補償金額

	1名・1事故につき	免責金額（自己負担額）
対人・対物共通支払限度額	10億円	な　し

●年間保険料

インストラクター（個人・加盟店スタッフを問わず）	年間18,000円
リーダーシップ（個人・加盟店スタッフを問わず）	年間12,000円

●お支払いする主な保険金

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。

①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損、汚損の場合は修理費用
③その他…事故調査費用、捜索費用、応急手当、護送などの費用、引受保険会社の承諾を得て支出した訴訟費用、弁護士費用等
日本国外の裁判所によって判決を下された事案はお支払いの対象となりません。ただし、日本国内で生じた事故において日本国外の裁判所（アメリカ、カナダを除く）に提起された損害賠償請求については対象とできるケースがあります。

●保険金をお支払いできない主な場合

①故意による事故
②地震、噴火、津波などの天災によって生じた事故
③受講者に過失があっても一律補償するというような受講者との間にあらかじめ、損害賠償に関し特別な取決めを行い、その取決めに基づいて負担する賠償責任
④車両、船舶、航空機の所有・使用・管理に起因する事故
⑤店舗管理上の賠償責任、スタッフなど従業員に対する事故
スタッフなど従業員に対する事故は、就業時間中または就業時間外を問わず、NAUIメンバーがNAUIのスキン・スクーバダイビング講習もしくはダイビングツアーの指導に直接従事中に生じた事故であっても、「保険金をお支払いできない主な場合」に該当します。
⑥受講者または第三者の財物を預かって保管したり、使用または加工している間に、その預かった財物を損壊させたことにより負担する賠償責任
⑦インストラクター、ダイブマスター、アシスタントインストラクター、スノーケリングリーダーがそれぞれの資格なしにそれぞれの業務を行った場合の事故
⑧NAUIの資格基準を無視すること、NAUIの資格基準を満たさなくなった場合および最新のNAUIダイビングコース基準に定められた基準を著しく逸脱することによって発生した事故
⑨NAUIメンバーが所属するショップの使用人（非常勤スタッフを含みます）に対して、その使用人が業務に従事中に被った事故に起因する損害賠償責任

など

●加入方法

メンバー賠償責任保険の窓口は全て（株）ナウイエンタープライズです。資格更新時の保険料は「更新ご案内」にそって、新たにメンバーになられた場合のご加入については別途（株）ナウイエンタープライズからのご案内に従ってご加入ください。

●ご注意

本保険の保険契約者は、（株）ナウイエンタープライズになります。
店舗関係の賠償責任保険・傷害保険はセットされていません。スクーバセンターの皆様は「スクーバセンター店舗関連賠償責任保険」「傷害保険」へのご加入もお勧めします。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」・「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

NAUIメンバーに責任がなくても保険対応可能!

傷害保険

傷害補償（標準型）特約セット　団体総合生活補償保険

保険の特徴

保険契約者が実施する講習、ツアー又はイベントの最中に参加者に起こった傷害事故について、NAUIメンバーおよびダイビングスタッフの過失（責任）の有無とは関係無く、保険金が支払われます。
また、NAUIメンバーおよびダイビングスタッフ自身の傷害事故についても保険金が支払われます。
★傷害入院発生時一時金は日帰り入院からお支払いの対象となります。

＊傷害事故とは、「急激かつ偶然な外来の事故」が原因のケガをいいます。
＊補償期間および補償の対象は、受講者については、保険契約者が実施するスクーバダイビングの講習･ツアーおよびその他イベント目的の為、所定の集合地に集合した時から目的を終了して解散するまでの間とします。ダイビングスタッフについては、就業中の間（通勤途上を含みます）とします。ただし、両者ともプライベートタイムや宿泊中は除外されます。

●保険契約者

NAUIスクーバセンター（国内加盟店）、NAUIメンバー（国内活動）

●被保険者（補償の対象となる方）

NAUIメンバー・ダイビングスタッフおよび保険申込書に記載された講習・イベント・ツアー参加者全員（名簿の備付が必要となります）

●保険期間（ご契約期間）

1年間

●ご加入コース（保険金額と年間一時払保険料〈ご参考〉）

傷害入院保険金支払対象期間・限度日数 180 日、傷害通院保険金支払対象期間 180 日（限度日数 90 日）、免責期間 0 日（入通院）、職種級別：A

補償内容			Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース	Iコース
傷害死亡・後遺障害保険金額			300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円	300万円	500万円	1,000万円
傷害入院保険金（日額）			—	—	—	3,000円	4,000円	5,000円	3,000円	4,000円	5,000円
傷害手術保険金			—	—	—	入院中：傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外：傷害入院保険金日額の5倍					
傷害通院保険金（日額）			—	—	—	1,500円	2,000円	3,000円	1,500円	2,000円	3,000円
傷害入院発生時一時金			—	—	—	—	—	—	100,000円	100,000円	100,000円
保険料（一人あたり）	スタッフ	団体割引なし	1,680円	2,800円	5,600円	4,890円	7,080円	11,660円	5,690円	7,880円	12,460円
	受講者	団体割引なし	3,840円	6,400円	12,800円	11,000円	15,940円	26,370円	12,700円	17,640円	28,070円
	スタッフ	団体割引5%	1,620円	2,700円	5,400円	4,670円	6,760円	11,150円	5,470円	7,560円	11,950円
	受講者	団体割引5%	3,660円	6,100円	12,200円	10,470円	15,180円	25,110円	12,070円	16,780円	26,710円

保険料の例	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース	Iコース
① 5人の場合（ダイビングスタッフ：1名、受講者数：4名）	17,040円	28,400円	56,800円	48,890円	70,840円	117,140円	56,490円	78,440円	124,740円
② 10人の場合（ダイビングスタッフ：2名、受講者数：8名）	34,080円	56,800円	113,600円	97,780円	141,680円	234,280円	112,980円	156,880円	249,480円
③ 15人の場合（ダイビングスタッフ：3名、受講者数：12名）	51,120円	85,200円	170,400円	146,670円	212,520円	351,420円	169,470円	235,320円	374,220円
④ 20人の場合（団体割引5%適用）（ダイビングスタッフ：4名、受講者数：16名）	65,040円	108,400円	216,800円	186,200円	269,920円	446,360円	215,000円	298,720円	475,160円

- ダイビングスタッフは就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約、受講者は管理下中の傷害危険補償特約をセット
- 準記名式契約（一部付保）（職名等別保険金額）特約セット
- 上記の保険料は職種級別Ａ（事務職等）で算出しています。告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
  職種級別の詳細は、「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご確認ください。

◆人数の算出の仕方

※講習・イベント・ツアー等、保険期間を通じて 1 日あたり最大となる日の最高参加人数と、年間を通じて在籍するダイビングスタッフの人数を合算してください。

例	受講者人数	最高参加者数	10人	＋	ダイビングスタッフ	在籍者数	3人	＝	人数	13人

※お申込みの際は必ず取扱代理店までお問合わせください。
※最高参加者数とダイビングスタッフの人数の合計が20名以上となった場合は、団体割引5%が適用されます。
※参加者に事故が発生した場合、事故発生日の参加者名簿をご提出いただきます。（名簿の備付けが必要になります）
※スタッフについての事故があった際は、その時点での従業員名簿（写）をご提出いただきます。
※事故発生日の参加者数が、ご契約申込時にご申告いただいた最高参加者数を上回っている場合は、お支払いする保険金が減額されますので、ご注意ください。

●お支払いする保険金一覧（主なもの）

1.被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
2.被保険者は保険証券に記載された方となります。
（注）「就業中のみの傷害危険補償（事業主･役員･従業員）特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
（注）「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。
（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
基本契約	傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合	傷害死亡･後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
	傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡･後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院を対象とし、1事故につき、180 日が限度となります。 ※入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。
	傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合（注 1）	①入院中に受けた手術　傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術　傷害入院保険金日額 × 5 ※傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。 ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。
	傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院（往診を含みます）した場合（注 2）	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院を対象とし、1事故につき、90 日が限度となります。 ※通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。
	傷害入院発生時一時金	事故によるケガの治療のため、保険証券に記載された免責日数を超えて入院した場合	※1入院につき、1回のお支払いに限ります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に同一のケガにより再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となります。

（注1）手術とは、次の診療行為をいいます。
①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。
・創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術
・歯科診療固有の診療行為
②先進医療（＊1）に該当する診療行為（＊2）
（＊1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。
（＊2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。
（注2）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。

●保険金をお支払いできない主な場合

	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	（1）次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ①脳疾患、病気または心神喪失 ②妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置（保険金をお支払いするケガの治療をのぞきます。） ③細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ④故意、自殺、犯罪行為、けんか ⑤被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑥道路外の自動車、オートバイ、モーターボート等による試運転、競技、競争、興行またはこれらに準ずること ⑦スカイダイビング、ハンググライダー、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミングなど、危険な運動を行っている間の事故 ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑨核燃料物質、核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性による事故 ⑩戦争、暴動（注） ⑪減圧症(お支払いの対象となる場合があります。)　など （2）むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※ ※被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

（注）テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として、保険申込書に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

※保険申込書記載事項（年令、職業・職種、他保険加入状況、保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金のご説明」・「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）」をご用意しておりますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

店舗運営に関する備えは大丈夫ですか?

スクーバセンター店舗関連賠償責任保険

〔施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険〕

保険の特徴 (以下、3つの賠償責任保険がセット)

A.店舗管理上の賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険)
保険加入店の店舗管理上の過失により来店していたお客様など、第三者に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

B.貸し出し及び修理に係わる賠償責任保険(生産物賠償責任保険)
保険加入者が貸し出しをしたダイビング器材の欠陥により、他人に対して生じた法律上の賠償責任及び第三者から依頼を受け調整・修理したダイビング器材を引き渡した後に調整・修理が原因で生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。(タンク貸し出し・空気充填を主な業としている製造業者様は別途(株)集成社までお問合わせください。)

C.受託者賠償責任保険
保険加入者が第三者から修理・調整などのために預かったダイビング器材等の受託物に、火災、盗難、破損等の事故が発生し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。ただし、店舗施設内または自動車による送迎、運搬のための積み込み、積み下ろし等の業務中に発生した事故に限ります。

●加入資格

NAUIスクーバセンター(国内加盟店)

●被保険者(補償の対象となる方)

①保険加入者　②(株)ナウイエンタープライズ　③保険加入者に業務を委託した者

●保険期間(ご契約期間)

1年間

●支払限度額・免責金額・年間保険料 (ダイビング器材貸出し・修理年間売上高1,200万円以下の場合)

	支払限度額:1事故/保険期間中	年間保険料
A.店舗管理上の賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険)	5億円	1店舗につき 12,000円
B.貸し出し及び修理に係わる賠償責任保険(生産物賠償責任保険)		
C.受託者賠償責任保険	200万円	

※免責金額(自己負担額)なし
※上記保険料について、ダイビング器材貸出し・修理年間売上高1,200万円を超える場合は別途お問合わせください。

●お支払いする主な保険金

被保険者が法律上の賠償責任を負うことによって被る、次のような損害を対象とします。
①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損、汚損の時は修理費用
③その他…事故調査費用、捜索費用、応急手当、護送などの費用、引受保険会社の承諾を得て支出した訴訟費用、弁護士費用等

●保険金をお支払いできない主な場合

①故意による事故
②地震、噴火、津波などの天災によって生じた事故
③損害賠償に関し特別な取決めを行い、その取決めに基づいて負担する賠償責任
④車両、船舶、航空機の所有・使用・管理に起因する事故
⑤スタッフなど従業員に対する事故　など

<保険料確定特約について>

- この保険には保険料確定特約がセットされていますので、ご加入時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の〔保険料算出の基礎数値〕を基に算出した保険料を払込みいただきます。
  (注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- 保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- 保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料算出の基礎数値がご加入時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。
  (注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、この特約はセットできません。
- ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
- 中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」・「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社にご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

ダイビングボートを所有の加盟店様には…

ダイビングボート補償保険

〔ヨット・モーターボート特約付施設所有（管理）者賠償責任保険〕

保険の特徴

被保険者が所有、使用または管理するダイビングボートに起因して第三者の身体・生命を害しまたは財物を損壊したことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をカバーします。

●加入資格

NAUIスクーバセンター（国内加盟店）

●保険期間（ご契約期間）

1年間

●お支払いする主な保険金

①対人賠償の場合…治療費、逸失利益、慰謝料など
②対物賠償の場合…滅失の時は滅失時の時価額、き損・汚損の時は修理費用、逸失利益など
③その他…応急手当・護送などの費用、引受保険会社の承認を得て支出した訴訟費用・弁護士費用など

【保険金が支払われる場合・事故例】
●ダイバー（受講生・受講生以外を問いません）を誤ってひいてしまい法律上の賠償責任を負った。
●漁網をプロペラにからませ切ってしまい法律上の賠償責任を負った。
●ダイバー（受講生・ツアー参加者のみ）を見失ったことが原因で死亡させてしまい法律上の賠償責任を負った。
●ダイビングボートの搭乗者または積載物に対する損害賠償責任。（ヨット・モーターボート特約）

●保険金をお支払いできない主な場合

①故意による事故
②地震、噴火、津波などの天災によって生じた事故
③損害賠償に関し特別な取り決めを行い、その取り決めに基づいて負担する賠償責任
④スタッフなど従業員に対する事故
⑤被保険者またはその使用人が無免許で船舶を操船している間に発生した事故　など

●支払限度額

対人賠償	1名=1億円 ／ 1事故=5億円（免責金額なし）
対物賠償	1事故=1,000万円（免責金額なし）

●年間保険料（1艇につき）

50馬力以下	48,000円
50馬力超100馬力以下	60,000円
100馬力超	72,000円

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」・「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社にご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

あいおいニッセイ同和損保 お支払いする保険金および費用保険金のご説明

施設所有（管理）者賠償責任保険

メンバー賠償責任保険・スクーバーセンター店舗関連賠償責任保険・ダイビングボート補償保険共通

賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1－1．基本契約（賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊※1について、被保険者※2が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（1）被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故

（2）施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故

※1 滅失、損傷または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。

※2 この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。
①記名被保険者
保険申込書の記名被保険者欄に記載された方をいいます
②記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
④記名被保険者の使用人
上記②から④までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

②損害防止費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

③権利保全行使費用
対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④緊急措置費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

⑤協力費用
引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥争訟費用
損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】
1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。
また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金の額	＝	①損害賠償金	＋	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用	－	基本契約の免責金額（自己負担額）

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。
- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- 汚染物質の排出、流出、溢出または漏出（以下「排出等」といいます）に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます。（賠償責任保険追加特約）
- 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機、昇降機（小荷物専用昇降機を除きます）、自動車または原動機付自転車（販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします）または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
- 施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- LPガスの販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます）に起因する損害賠償責任
- 原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または漁獲高の減少もしくは漁獲物の品質の低下に起因する損害賠償責任

【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】
①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為
②美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を及ぼしまたは人体に危害を及ぼすおそれのある行為
③医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の者が行うことが許されている場合を除きます。
④あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを許されていない行為を含みます。
⑤整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為
⑥理学療法士、作業療法士、臨床工学技師または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為
⑦弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、建築士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

など

1－2．自動的にセットされる主な特約の補償内容

特約		保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 （共通以外）
賠償責任保険追加特約	施設修理等危険補償条項	施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額（自己負担額）が適用されます。	・工事の請負人、下請負人またはこれらの者の使用人に対する損害賠償責任 など
	来場者携帯品等補償条項	保険期間中に発生した施設に入場した者の財物（以下「携帯品等」といいます）の施設内での損壊について、携帯品等につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故につき10万円が限度となります。ただし、被害携帯品の時価（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額）が限度となります。 免責金額（自己負担額）は3,000円です。	・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する携帯品等の損壊に起因する損害賠償責任 ・携帯品等が自動車もしくは原動機付自転車またはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・携帯品等が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 など
	使用不能損害拡張補償条項	被保険者が所有、使用もしくは管理する施設または施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故により保険期間中に発生した、他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能について、その財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用不能損害が発生した日からその日を含めて30日以内に生じたものに限ります。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額（自己負担額）は1,000円です。 （注）保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中の支払限度額」が減額されます。	・使用不能損害を被った財物について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 ・契約の履行遅滞その他債務不履行に起因して発生した財物の使用不能損害 など

⑨

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償（標準型）＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

1 基本構成（普通保険約款、傷害補償（標準型）特約）の補償内容

1．被保険者（補償の対象となる方）が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

（注）「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」がセットされた場合、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

（注）「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされた場合は、ご契約時に定めた管理下中に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2)次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3)次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア．乗用具(＊1)を用いて競技等(＊2)をしている間（ウ．に該当しない「自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等(＊2)をしている間」を除きます） イ．乗用具(＊1)を用いて競技等(＊2)を行うことを目的とする場所において、競技等(＊2)に準ずる方法・態様により、乗用具(＊1)を使用している間（ウ．に該当しない「道路上で競技等(＊2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます） ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(＊2)をしている間または競技等(＊2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間 ②被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など （＊1）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（４％～100％） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、１事故につき、180日が限度となります。 ※ 入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(＊1)に該当する診療行為(＊2) （＊1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （＊2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処	①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ １事故につき、１回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を１回受けたものとします。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	置を施すものに限ります（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。		（＊2）競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院（往診を含みます）した場合 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※ 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

あいおいニッセイ同和損保　お支払いする保険金および費用保険金のご説明

生産物賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

１．基本契約　（賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

次の事故により、発生した他人の身体の障害または財物の損壊※1について、被保険者※2が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（1）**【製造・販売、飲食業等の場合】**
被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます）に起因する偶然な事故

（2）**【工事や作業を行う事業の場合】**
被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます）の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします）または放棄の後のその仕事の結果に起因する偶然な事故

※1 滅失、損傷または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。

※2 この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。
①記名被保険者
保険申込書の記名被保険者欄に記載された方をいいます
②記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
④記名被保険者の使用人
上記②から④までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

②損害防止費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

③権利保全行使費用
対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④緊急措置費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

⑤協力費用
引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥争訟費用
損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】
1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。
また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金の額	＝	①損害賠償金	＋	②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用	－	基本契約の免責金額（自己負担額）

（注）保険金をお支払いした場合は、それ以降の保険期間中の支払限度額が減額されます。

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- 原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。
- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- 汚染物質の排出、流出、溢出（いっしゅつ）または漏出（以下「排出等」といいます）に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます。（賠償責任保険追加特約）
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に起因する損害賠償責任
- 次の財物の損壊または使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥による財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます）について負担する損害賠償責任
  ①生産物
  ②仕事の目的物
- 故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物）の損壊または使用不能について負担する損害賠償責任
- 製造・加工品※の損壊または使用不能について負担する損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害を除きます。
  ①医薬品等
  ②農薬取締法第1条の2（定義）に規定する農薬
  ③食品衛生法第4条に規定する食品
- LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任

※次の財物をいいます。
①生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物
②生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物

【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】
①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為
②美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を及ぼしまたは人体に危害を及ぼすおそれのある行為
③医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の者が行うことが許されている場合を除きます。
④あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを許されていない行為を含みます。
⑤整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする者が行うこれらの行為
⑥理学療法士、作業療法士、臨床工学技師または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為

【次の費用を負担することによって被る損害】
- 生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。また、その回収措置の対象に生産物または仕事の目的物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費用を含みます）　など

賠償責任保険普通保険約款、受託者特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、受託者特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

１．基本契約（普通保険約款、特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
次のいずれかに該当する間かつ保険期間中に発生した被保険者が管理する受託物の損壊※について、受託物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者（補償の対象となる方）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （1）保険証券記載の保管施設内に保管されている間 （2）保険証券記載の目的に従って、保管施設外で管理されている間 ※滅失、損傷または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 **①損害賠償金** 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。 **②損害防止費用** 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用 **③権利保全行使費用** 事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 **④緊急措置費用** 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用 **⑤協力費用** 引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用 **⑥争訟費用** 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。 また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。 保険金の額 ＝ ①損害賠償金 ＋ ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 － 基本契約の免責金額（自己負担額） （注）保険金をお支払いした場合、保険期間中の支払限度額が減額されます。

保険金をお支払いできない主な場合	
【次に該当する物の損壊】 ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本（本などの原稿）、設計書、雛型、その他これらに準ずる物 ・土地およびその定着物（建物、立木等をいいます） ・動物、植物等の生物 ・船舶 【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任 ・排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません）の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。 ・石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・汚染物質の排出、流出、溢出または漏出（以下「排出等」といいます）に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的な場合を除きます。（賠償責任保険追加特約） ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任	・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ・自然発火または自然爆発した受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ・受託物の自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損壊に起因する損害賠償責任 ・保管施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ・屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ・受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ・受託物の目減りまたは原因不明の数量不足に起因する損害賠償責任 ・受託物に対する修理（点検を含みます）または加工に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。以下同様とします）の電気的・機械的事故に起因する受託物の損壊に起因する損害賠償責任。 ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・冷凍・冷蔵装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出または溢出に起因する受託物の損壊（腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の損壊を含みます）に起因する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。 ・受託物の使用不能に起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます） ・受託物を保管施設外において運送している間の受託物の損壊に起因する損害賠償責任 など

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

賠償責任保険 重要事項のご説明

平成28年4月

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。

■お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

■この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご契約の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

■保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 ／ **注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面における主な用語についてご説明します。

被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
支払限度額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする１事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

契約概要

賠償責任保険普通保険約款 ＋ 各種特別約款(注1) ＋ 賠償責任保険追加特約（自動セット） ＋ 各種特約(注2)

(注1) 契約内容に応じて、施設所有（管理）者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者などの特別約款がセットされます。

(注2) セットできる主な特約については「(3) セットできる主な特約」をご参照ください。

(2) 補償内容

契約概要 **注意喚起情報**

①被保険者

記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用など）に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます）
- 原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任

など

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター
0120-721-101（無料）
※受付時間［平日9:00～17:00（土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます）］

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター
0120-985-024（無料）
※受付時間［365日24時間］
※IP電話からは**0276-90-8852**（有料）におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について **注意喚起情報**

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター （損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
［ナビダイヤル］（全国共通・通話料有料） **0570-022-808**
※受付時間［平日9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］ ※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/

4X1V-2・6X1V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

※上記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

④お支払いする保険金

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア．損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
イ．損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
ウ．権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
エ．緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用
オ．協力費用	当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用
カ．争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記アからエまでについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

また、上記オおよびカについては、その実費全額をお支払いします。ただし、カについては、アの額が支払限度額を超える場合は、支払限度額のアの額に対する割合を乗じてお支払いします。

保険金の額 ＝ ア．損害賠償金 ＋ （イ．損害防止費用 ウ．権利保全行使費用 エ．緊急措置費用） － 基本契約の免責金額（自己負担額）

(3) セットできる主な特約　契約概要

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度（1年間）における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。
精算（直近会計年度末）特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度（1年間）における保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。
精算（直近月末）特約	保険料の精算に用いる保険料算出の基礎を、「保険期間の終了する月の前月末または当月末から過去１年間の保険料算出の基礎の実績数値」とする特約です。

(4) 複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）　注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(5) 引受条件（支払限度額、保険金額、免責金額等）　契約概要

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、保険金額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「保険金額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(6) 保険期間、補償の開始・終了時期　契約概要　注意喚起情報

①保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます）は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

4X1V-2・6X1V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(2)保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください(注2)。

(○:選択できます　×:選択できません)

主な払込方法	分割払	分割払	一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。
(注2)お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。
(注3)保険料割増が適用されます。
(注4)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。
(注5)保険料の額によっては利用できない場合があります。
(注6)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ.契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) 注意喚起情報

(1)保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

(注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2)ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項
①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容 ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について) 注意喚起情報

保険契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

(1)クーリングオフができる期間

ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフをすることができます。

(2)クーリングオフのお申出方法

前記(1)クーリングオフができる期間の期間内(8日以内の消印のみ有効)に、当社(後掲のあて先参照)に必ず郵便にてご通知ください。

※1ご契約を取り扱った代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
※2既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、クーリングオフの効力は生じず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

4X2V-2・6X2V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

(3) 払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをされた場合には、既に払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、代理店・扱者および当社はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求いたしません。

ただし、始期日以降にクーリングオフをされた場合は、始期日(注)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を払い込みいただく場合があります。

(注)始期日以降に保険料を払い込みいただいたときは、当社が保険料を受領した日となります。

(4) クーリングオフができないご契約

次のご契約は、クーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約がセットされている保険期間が1年以内の契約を含みます)
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④通信販売特約に基づき申し込まれたご契約
⑤第三者の担保に供されているご契約

(5) ご連絡いただく事項

クーリングオフのお申出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)
③ご契約を申し込まれた年月日
④ご契約を申し込まれた保険の次の事項
・保険種類(賠償責任保険)
・領収証番号(保険料領収証の右上に記載の番号)または証券番号
⑤ご契約を取り扱った代理店・扱者名
⑥ご契約の取扱店名

あて先	〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　お客さまの声グループ　行

Ⅲ.契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

通知事項
①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合 ②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

①事業を廃止または譲渡した場合
②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
③上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(3) 「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合(例えば、被保険者がマンション管理組合となる施設所有(管理)者賠償責任保険など)は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(保険申込書の※印がついている項目に記載された内容が告知事項となります)。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」をご確認ください。

2 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について 注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4X2V-2・6X2V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

事故の発生の予防措置についてその状況を調査させていただくことがあります。この調査の結果、不備がある場合、当社はこれを改善することを保険契約者または被保険者にお願いすることがあります。
正当な理由がなくこの調査または改善のお願い（請求）を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください（「保険法の適用に関する特約」がセットされるご契約を除きます）。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限　注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い　注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い　注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続を含みます）、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。
また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●法令等の対応について
　個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。
●契約等の情報交換について
　当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
●再保険について
　再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは　当社ホームページをご覧になるか当社までお問合わせください。
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます）。

①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合　など

4X3V-1・6X3V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

6 継続契約について

(1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

①事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

③この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)	
(2) 当社所定の損害(事故)状況報告書	
	事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③、(5)①、③または(6)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本 など

(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類	
①損害賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・賃貸借契約書、マンション管理規約　・契約書、請負書、警備仕様書、宿帳 ・被保険者名簿(居住者名簿、従業員名簿等)　・労働者派遣契約書 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真　など
②損害賠償の額を証明する書類	
書類の例	・示談書またはこれに代わる書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書　・損害賠償内容申告書 ・購入時の領収書・保証書・仕様書　・図面(配置図、建物図面)　・仕入売上伝票 ・当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料　・死亡診断書、死体検案書 ・法定外補償規定　・葬儀費明細書、領収書　・交通費・諸費用の明細書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書) ・受領している年金額を示す資料　・政府労災からの支給額を示す資料　など
③その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類(免許証など)・自賠責証明書および任意自動車保険の証券 ・権利移転書 ・先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)　など
(5) 傷害(ケガ)に関する保険金請求に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・死亡診断書または死体検案書　・医師の診断書　・後遺障害診断書　など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・医師の診断書　・後遺障害診断書　・領収書　など
③その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類(免許証など) ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)　など
(6) その他費用に関する保険金請求に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真　など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書 ・損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 ・製造原価・仕入原価等を確認する書類(製造原価報告書、仕入伝票) ・財務諸表などの決算書類や、売上高(生産高)に関する書類　・月次試算表 ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書)　・復旧通知書、復旧工程表　など
③その他の書類	
書類の例	・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)　など

4X3V-1・6X3V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

(4)保険金のお支払時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(5)保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(6)保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(7)先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を売上高(生産高)、完成工事高、年間入場者数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。
確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」や確定保険料方式の「包括契約特約」等をセット)された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に押印をお願いします。

※確定精算を省略する契約方式をお取扱いできないご契約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(1)保険料算出の基礎について

①保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

②保険の対象となる工事、仕事、生産物等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。

(2)確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。

(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

前記 8 保険料確定特約の内容および注意事項について で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が最低保険料5,000円に達しないときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

10 集団扱のご契約について

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

対象種目	施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険
保険契約者	(1) 集団の所属員（次のいずれかの方） ①集団に勤務する方（役員・従業員等）　②集団を構成する個人・法人 ③上記②に勤務する方（役員・従業員等）　④上記②を構成する個人・法人 ⑤上記④に勤務する方（役員・従業員等） (2) 集団自身
被保険者	保険契約者本人（補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります）

なお、保険期間の中途で前記の条件を満たさなくなった場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

4X4V-1・6X4V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
平成27年10月

団体総合生活補償保険（標準型） 重要事項のご説明

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、団体総合生活補償保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。必要に応じて代理店・扱者または当社へご請求ください。

■「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

■ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

▶保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

しおり このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ. 契約締結前におけるご確認事項
1 商品の仕組み …… 2
2 基本となる補償、保険金額の設定 等 …… 3
3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等 …… 4
4 満期返れい金・契約者配当金 …… 5

Ⅱ. 契約締結時におけるご注意事項
1 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項） …… 5
2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について） …… 6
3 傷害死亡保険金受取人 …… 6
4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約 …… 6

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項
1 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項） …… 6
2 解約と解約返れい金 …… 7
3 被保険者からの解約 …… 7

その他、留意していただきたいこと …… 7

▼この書面における主な用語についてご説明します。

危険	傷害、疾病、損害または損失の発生の可能性をいいます。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます)、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約等に定められたものをいいます。
準記名式契約	保険契約者と一定の関係にある方を被保険者とし、加入申込票兼被保険者明細書等に被保険者氏名を記載することなく、あらかじめ定めた条件で補償する契約方式です。ご契約にあたっては、被保険者名簿の備え付けが必要です。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、内縁(法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻)を含みます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責期間	事故の発生の日からその日を含めて起算する保険金の支払の対象とならない期間をいい、保険金ごとに保険証券記載の期間または日数をいいます。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060（無料）
【受付時間】平日9:00～17:00
（土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます）
※ご契約の団体名（会社・官公庁・学校・組合・会等）をお知らせください。「保険証券」「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター
0120-985-024（無料）
※受付時間［365日24時間］
※IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について 注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター （損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
［ナビダイヤル］ 0570-022-808
（全国共通・通話料有料）
※受付時間［平日9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）］
※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは03-4332-5241におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/

Ⅰ. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み 契約概要

この説明書では 団体総合生活補償保険（標準型） を説明しています。
団体総合生活補償保険（標準型）は、被保険者がケガを被った場合などを補償する保険です。また、主な特約は以下のとおりです。

［★：必ずセットが必要な特約　■：任意にセットできる主な特約
▲：ご契約条件により自動でセットされる特約　●：すべてのご契約にセットされる特約］

基本となる補償

補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。(注)	★傷害補償（標準型）特約

(注)「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合は、交通事故や交通乗用具の火災によって被ったケガに限り保険金をお支払いします。

＋

補償の種類	任意にセットできる主な特約	自動でセットされる主な特約
ケガの補償	■傷害部位・症状別保険金補償特約　■熱中症危険補償特約 ■傷害入院発生時一時金補償特約　■交通事故危険のみ補償特約	●条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ▲特定疾病補償対象外特約
その他の補償	■所得補償特約　■医療費用補償特約　■育英費用補償特約 ■携行品損害補償特約　■個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用） ■ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	

(2) 被保険者の範囲 契約概要

①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。また、特約により加入できる被保険者の年令が決まっているものがあります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
②基本となる補償の被保険者の範囲は、以下のとおりです。ご希望の型をお選びください（準記名式契約の場合は「本人型」のみ選択できます）。なお、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	同居の親族(注1)・別居の未婚の子(注2)
本人型	○	－	－
家族型	○	○	○
夫婦型	○	○	－
配偶者対象外型	○	－	○

(注1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
(注2) 家族型では「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。配偶者対象外型では「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚の子」をいいます。

③下記の特約の被保険者は上記②で選択した被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子
個人賠償責任危険補償特約（賠償事故解決用）、受託物賠償責任補償特約	○(注)	○(注)	○(注)
弁護士費用等補償特約、被害事故費用補償特約	○	○	○
所得補償特約、医療費用補償特約	○	－	－

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
※上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

④育英費用補償特約の被保険者としてご加入できる方は、次の両方に該当する方となります。

●満期日において満23才未満の方または、始期日において学校教育法に定める学校に在籍する方もしくは入学手続きを終えた方
●扶養者がいる方

裏面もご覧ください。➡

DX1V-2,FX1V-2(150401)(2015年4月承認)GN15D010053(V00-982)団総(標準)

2 基本となる補償、保険金額の設定 等

(1)基本となる補償

契約概要　注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせることができます。
また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。
詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

基本となる補償	保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
ケガの補償	傷害死亡保険金	事故の日から180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	**①ケガの補償共通** ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用しての運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ●地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ　など **②交通事故危険のみ補償特約をセットしない場合** ●オートバイ競争選手、プロボクサー等の危険な職業に従事中のケガ(本人型を除きます) ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ　など **③交通事故危険のみ補償特約をセットした場合** ●交通乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●職務として交通乗用具の修理、点検等の作業をしている間のケガ ●グライダー、飛行船等に搭乗中のケガ　など
	傷害後遺障害保険金	事故の日から180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。保険期間を通じ合算して、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	
	傷害入院保険金	ケガの治療のため免責期間を超えて入院した場合に、入院日数1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。事故の日から180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日を限度とします。	
	傷害手術保険金	ケガの治療のため事故の日から180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。傷害入院保険金の免責期間満了日の翌日以降の手術が対象となります。また、1事故につき1回の手術に限ります。 ①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額×5	
	傷害通院保険金	ケガの治療のため免責期間満了日の翌日以降に通院(往診を含みます)した場合に、通院日数1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。事故の日から180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日を限度とします。	

(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(2)複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

今回団体総合生活補償保険にセットする特約	補償の重複が発生する他の保険契約の例
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)	自動車保険の個人賠償特約
携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

(3)主な特約の概要

契約概要

主な特約とその概要を記載しています(別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります)。詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

所得補償特約	被保険者がケガまたは病気を被り、その直接の結果として就業不能(注1)となった場合に、被保険者が被った損失に対して保険金をお支払いする特約です。
医療費用補償特約	被保険者がケガまたは病気を被り、日本国内において健康保険等の公的医療保険制度等を利用して病院等へ入院し、その費用の負担による損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)	被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。 ①被保険者本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)(注2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故(注3)
携行品損害補償特約	被保険者が居住する住宅(敷地内を含みます)外で、偶然な事故により、被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に、保険金をお支払いする特約です。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)(注4)	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、アマチュアゴルファーである被保険者が他の競技者と同伴し、パー35以上9ホール(ハーフ)をラウンドするゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として約款所定の費用を負担したことによる損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。 ※保険金お支払い時に、当社の求めるホールインワン・アルバトロスを証明できるものが必要になります。

(注1) 就業不能とは、被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため入院していることまたはその身体障害につき医師の治療を受けていることにより、保険証券記載の職業・職務に全く従事できない状態をいいます。
(注2) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。
(注3) 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理による事故を除きます。
(注4) この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)を複数契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

(4)保険金額の設定

契約概要

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書・加入申込票兼被保険者明細書等をご確認ください。

①各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年令・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。
②所得補償特約をセットする場合の所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的医療保険制度(注1)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額(注2)の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額(注3)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注1) 公的医療保険制度とは、健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます。
(注2) 平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
(注3) 平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

(5)保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要　注意喚起情報

①**保険期間**：1年間です。また、1年に満たない短期契約もできます。実際に契約する保険期間は、保険申込書をご確認ください。
②**補償の開始**：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。
③**補償の終了**：満期日の午後4時に終わります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1)保険料の決定の仕組み

契約概要

①保険料は、保険金額、保険期間および職業・職務等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。
②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。包括契約等契約時に暫定保険料を領収するご契約は、解約時、ご契約内容の変更時、確定精算時において最低保険料を適用します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

※暫定保険料の詳細は、後記[その他、留意していただきたいこと] 6 確定精算 をご確認ください。

(2)保険料の払込方法

契約概要　注意喚起情報

①ご契約の保険料は、分割払(注)または一時払で払い込んでください。なお、キャッシュレス(口座振替、クレジットカード払)で払い込むことができます(ご契約内容により現金で払い込むこともできます)。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。

(注) 保険料割増が適用されます。
※現金による払い込みの場合、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

②保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い　注意喚起情報

①口座振替により払い込む初回保険料および第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌月末日まで払込みの猶予があります(注)が、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替については、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末まで払込みを猶予します。なお、分割保険料の口座振替が2か月連続でできないことが保険期間中に2回以上となる場合には、原則として満期日までの未払込分の保険料全額を一括して請求します。

②分割払でご契約の場合、当社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認した後に、保険金をお支払いします。

4　満期返れい金・契約者配当金　契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ. 契約締結時におけるご注意事項

1　告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)　注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めた項目(保険申込書上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。

(2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(注)ので、今一度、告知内容をご確認ください。

(注)それぞれ下記③に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項	準記名式契約の場合	①職業・職務 ②被保険者数 ③同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注1)の有無
	準記名式契約以外の場合	①被保険者の生年月日、年令(注2)、職業・職務(注3) ②健康状態告知(注2)(注4)(注5)(注6)(注7) ③同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注1)の有無

(注1)タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。
(注2)所得補償特約・医療費用補償特約のいずれかをセットした場合に告知事項となります。
(注3)職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

①傷害補償(標準型)特約の職種級別表　※「交通事故危険のみ補償特約」「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットする場合を除きます。

職種級別	職業分類
A	●下記B以外の職業従事者　●主婦・学生・無職者　など
B	●農林業作業者　●採鉱・採石作業者　●木・竹・草・つる製品製造作業者　●漁業作業者　●自動車運転者(助手を含む)　●建設作業者

②所得補償特約の職種級別表(抜粋)

基本級別	職業例
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)　など
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器類修理工、理容師、料理人、計器組立工　など
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、製鋼工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業者、建設機械運転者　など

※上記に記載のないご職業は、代理店・扱者までお問合わせください。

(注4)健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5)継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
(注6)「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
(注7)健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
(*)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2　クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)　注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3　傷害死亡保険金受取人　注意喚起情報

(1)被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。

(2)被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、保険契約は無効となります。

(3)被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。

※企業等が保険契約者および傷害死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者(従業員等)のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

4　現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約　注意喚起情報

(1)現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2)新たな契約(団体総合生活補償保険)の申込みをする場合のご注意事項

①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
②所得補償特約、医療費用補償特約をセットされる場合、新たな契約の保険期間の開始時より前に病気またはケガを被っていたときは、保険金をお支払いできないことがあります。
③新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注)保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1　通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)　注意喚起情報

(1) 保険契約者または被保険者には以下に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく代理店・扱者または当社に連絡する義務(通知義務)があります。保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、以下の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

通知事項	準記名式契約の場合	①職業・職務を変更した場合(注) ②被保険者数が変更となる場合
	準記名式契約以外の場合	被保険者本人の職業・職務を変更した場合(注)

(注)「交通事故危険のみ補償特約」、「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットする場合を除きます。

(2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、下記の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の中途であってもご契約を解除することがあります。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度の危険な職業

(3) ご契約後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
②特約の追加など、契約条件を変更する場合
③(所得補償特約をセットした契約のみ)ご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合
④(所得補償特約をセットした契約のみ)ご契約後に所得の平均月間額が著しく減少した場合
⑤(育英費用補償特約をセットした契約のみ)扶養者の変更が発生した場合

裏面もご覧ください。➡

DX2V-2,FX2V-2(150401)(2015年4月承認)GN15D010053(V00-982)団総(標準)

2 解約と解約返れい金

契約概要　注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社まで速やかにお申し出ください。

(1) ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

(2) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(3) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき

しおり「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。
ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

3 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供等に利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●法令等の対応について：個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

●契約等の情報交換について：当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について：再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

●グループ会社内での情報交換について：グループ会社の保険引受や保険金お支払いの可否の判断に資するためにグループ会社に個人情報を提供することや、グループ会社から個人情報の提供を受けることがあります。

詳しくは　当社ホームページをご覧になるか当社までお問合わせください。http://www.aioinissaydowa.co.jp/

4 危険を有する職業に変更した場合のご注意

夫婦型・家族型・配偶者対象外型のご契約で、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させた場合
②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合　など

6 確定精算

保険料を見込人数を基に計算した暫定保険料等により契約した保険契約は、満期後に、確定保険料との差額を精算する契約方式となります。なお、一定の条件に合致した場合、「保険料確定特約（包括契約特約用)」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式を選択できます。その場合には、「ご契約ガイド」を確認のうえ、保険料の確定精算省略に関する同意および告知に関する書類を提出してください。

7 継続契約について

保険金請求状況や年令などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。また、継続契約は、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。

保険期間終了後にこの契約を継続する場合のご注意

しおり「継続契約について」参照

8 請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損失・損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合に、当社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当社に移転します。

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

所得補償特約や損害を補償する特約をセットした場合のご注意

しおり「請求権の代位について」参照

9 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。また、保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に定める書類等を提出していただく場合があります。

事故時のお手続き等について知りたい場合

しおり「万一、事故が発生した場合のご注意」参照

10 共同保険について

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。

その他、下記の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

しおり「無効、取消し、失効について」「生命保険料控除(介護医療保険料控除)について」「ご契約内容および事故報告内容の確認について」

Memo

<ご注意>

ここにご案内する賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

<複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）>

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<損害保険契約者保護制度について>

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり当社も加入しています。

<賠償責任保険>

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。
また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

<傷害保険>

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●お問合わせ・お申込は…

□ メンバー賠償責任保険

取扱保険代理店：株式会社ナウイエンタープライズ
Tel 03−5956−9922　Fax 03−5956−9923
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3−2−3
第一主田ビル7F

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第二部営業第三課
Tel 03−6748−7871　Fax 03−6748−7821
〒103-8250 東京都中央区日本橋3−5−19
あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル

□ 傷害保険、スクーバセンター店舗関連賠償責任保険、ダイビングボート補償保険

取扱幹事保険代理店：株式会社集成社
Tel 03−3442−0411　Fax 03−3442−0410
〒141-0022 東京都品川区東五反田5−25−18

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第二部営業第三課
Tel 03−6748−7871　Fax 03−6748−7821
〒103-8250 東京都中央区日本橋3−5−19
あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル

（2017年9月承認）A17-101968

＜株式会社ナウイエンタープライズ・株式会社集成社と引受保険会社からのお知らせ＞
本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（http://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。